

雇用維持のため労働者に休業手当等を支払うときに活用できる助成金です。

助成額	解雇等を行わずに雇用維持した場合 中小企業：休業手当の最大10/10（要件あり） 大企業：休業手当の最大10/10（要件あり） 上限日額1万3,500円～1万5,000円
対象者	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している・最近3か月間の売上高または生産量などが前年同月比30%以上減少している・労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている
申請受付期間	特例の対象期間は2021/4/1 ～ 2021/6/30

★詳しい要件を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★

2021年度新設。雇用維持のため出向を行なうときに活用できる助成金です。

助成額	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業：出向運営経費の4/5・ 大企業：出向運営経費の2/3 解雇等を行わずに雇用維持した場合 <ul style="list-style-type: none">・ 中小企業：出向運営経費の9/10・ 大企業：出向運営経費の3/4 ・ 出向初期費用として1人あたり10万円 ※上限日額合計1万2,000円
対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している・ 1か月以上2年以内の出向によって雇用する労働者を送り出すこと、又は当該労働者を受け入れる
申請受付期間	令和3年4月1日～

★詳しい要件等を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★

中途採用の拡大、45歳以上の方を初めて採用するときに活用できる助成金です。

助成額	<ul style="list-style-type: none">・ 中途採用率の拡大で 50万円または70万円・ 45歳以上の方を初めて採用で60万円または70万円・ 中途採用に係わる情報公開を行い中途採用者数の拡大で30万円
対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 中途採用者の雇用管理制度（労働時間、休日、雇用契約期間、評価・処遇制度、福利厚生など）を整備する・ 中途採用計画を策定し提出する・ 中途採用者数、中途採用率を拡大する
主な改正点	助成項目「中途採用に係わる情報公表 + 中途採用者数の拡大」を追加
申請受付期間	令和3年4月1日～

★詳しい要件等を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★

介護福祉機器の導入し離職率の低下を行なうときに活用できる助成金です。

助成額	移動・昇降用リフト、装着型移乗介助機器、体位変換支援機器、特殊浴槽など 支給対象費用の20% ※上限150万円
対象者	<ul style="list-style-type: none">・新たな介護福祉機器の導入・運用をする・機器の導入により労働者の離職率が低下した
主な改正点	機器導入後、労働者の離職率が低下した場合にのみ介護福祉機器の導入費用を助成
申請受付期間	令和3年4月1日～

★詳しい要件等を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★

賃金向上の人事評価制度と賃金制度の整備を行なうときに活用できる助成金です。

助成額	目標達成した場合80万円
対象者	<ul style="list-style-type: none">・生産性向上のための人事評価制度を整備する・2%以上の賃金のアップを含む賃金制度を整備する・生産性の向上、労働者の賃金の2%以上のアップ、離職率の低下に関する目標のすべてを達成する
主な改正点	人事評価制度を整備し賃金アップした時点での助成金支給は廃止 実施後3年経過時に労働者の賃金の2%以上のアップ、離職率の低下をしていることで初めて助成に変更
申請受付期間	令和3年4月1日～

★詳しい要件等を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★

【新設】人材確保等支援助成金（テレワークコース）

最終編集：
2021年5月7日

2021年度新設。テレワークの制度を整備し実施するときに活用する助成金です。

助成額	<ul style="list-style-type: none">・ 機器等導入助成として支給対象となる経費の30%・ 目標達成時に支給対象となる経費の20% ※上限は100万円または対象労働者1人あたり20万円のいずれか低い額 支給対象となる経費 <ul style="list-style-type: none">・ 就業規則、労働協約の等の作成・変更・ 労使協定の作成・変更・ 外部専門家によるテレワークに関するコンサルティング・ テレワーク用通信機器の導入・運用・ 労務管理担当者または労働者に対する研修
対象者	<ul style="list-style-type: none">・ テレワーク実施計画の認定を受けること・ 就業規則にテレワークに関する規定を新たに整備すること・ 期間内にテレワークを実施すること・ 離職率が低下すること（目標達成助成）
申請受付期間	令和3年4月1日～

★詳しい要件等を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★

有期契約労働者を正社員等に転換するときに活用できる助成金です。

助成額	<ul style="list-style-type: none">・【有期→正規】中小企業：1人あたり57万円、大企業：42万7,500円・【有期→無期】中小企業：1人あたり28万5,000円、大企業21万3,750円・【無期→正規】中小企業：1人あたり28万5,000円、大企業21万3,750円
対象者	<ul style="list-style-type: none">・有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用する・賃金を上昇させる
主な改正点	<ul style="list-style-type: none">・賃金の総額が5%以上→3%以上増額していることに変更・賃金の総額に賞与を含める→賞与は含めないに変更・助成額の加算措置：若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合を廃止・助成額の加算措置：短時間性社員制度を新たに規定した場合を追加
申請受付期間	令和3年4月1日～

★詳しい要件等を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★

【新設】 キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）

最終編集：
2021年5月7日

2021年度新設。障害者を正社員等に転換するときに活用できる助成金です。

助成額	<ul style="list-style-type: none">・ 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合 【有期→正規】 中小企業：1人あたり120万円、大企業：90万円 【有期→無期】 中小企業：1人あたり60万円、大企業45万円 【無期→正規】 中小企業：1人あたり60万円、大企業45万円)・ 重度以外の身体障害者、知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害者 【有期→正規】 中小企業：1人あたり90万円、大企業67万5,000円 【有期→無期】 中小企業：1人あたり45万円、大企業33万円 【無期→正規】 中小企業：1人あたり45万円、大企業33万円)
対象者	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換する
申請受付期間	令和3年4月1日～

★詳しい要件等を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★

有期契約労働者にも正社員と同じ諸手当を適用するときに活用できる助成金です。

助成額	<ul style="list-style-type: none">・1事業所当たり中小企業：38万円、大企業28万5,000円
対象者	<ul style="list-style-type: none">・有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用する・有期雇用労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上に実施する
主な改正点	<ul style="list-style-type: none">・対象となる手当等が前年度11個→5個に変更①賞与②家族手当③住宅手当④退職金⑤健康診断制度・健康診断制度導入での申請が取組実施後2ヶ月以内→6ヶ月経過後に変更
申請受付期間	令和3年4月1日～

★詳しい要件等を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★

キャリアアップ助成金（選択的適用拡大導入時処遇改善コース）

社会保険の適用拡大をさせるときに活用できる助成金です。

最終編集：
2021年5月7日

助成額	1事業所当たり中小企業：19万円、大企業14万2,500円
対象者	<ul style="list-style-type: none">・労使合意に基づき社会保険を任意適用する・社会保険加入と働き方の見直しを進めるための取り組みを行う
主な改正点	令和2年度限りとしていた措置を令和4年9月末まで延長 従業員が100人を超える事業主は一部の加算措置を除き令和3年9月末までに延長
申請受付期間	令和3年4月1日～

★詳しい要件等を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★

キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長コース）

短時間労働者が社会保険に加入するときに活用できる助成金です。

最終編集：
2021年5月7日

助成額	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業：1人当たり 22万5,000円・ 大企業：16万9,000円
対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 短時間労働者の週所定労働時間を延長する・ 新たに社会保険を適用する
主な改正点	令和2年度限りとしていた措置を、令和4年9月末まで延長
申請受付期間	令和3年4月1日～

★詳しい要件等を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★

研修や訓練等の教育を行なうときに活用できる助成金です。

助成額	【賃金助成】中小企業：1時間あたり760円、大企業：380円 【訓練経費助成】中小企業：実費相当額の45%、大企業30% 【OJT実施助成】中小企業：1時間あたり665円、大企業：380円
対象者	<ul style="list-style-type: none">・OJTとOff-JTを組み合わせた訓練、若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資する訓練をする・10時間以上の訓練をする
主な改正点	<ul style="list-style-type: none">・労働生産性向上訓練に、ITSS（ITスキル標準）レベル4または3となる訓練を追加・中高年齢者雇用型訓練への助成を終了・特定分野認定実習併用職業訓練の企業連携型及び事業主団体連携型での申請方法を終了・若者雇用促進法に基づく認定事業主への助成率の加算を終了
申請受付期間	令和3年4月1日～

★詳しい要件等を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★

研修や訓練等の教育を行なうときに活用できる助成金です。

助成額	【Off-JT 賃金助成】 中小企業： 1時間あたり760円、大企業475円 【Off-JT 訓練経費助成】 実費助成※ 訓練の種類、時間数に応じて上限あり 【OJT 訓練実施助成】 中小企業： 1時間あたり760円、大企業：665円
対象者	有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成
主な改正点	特別育成訓練コースのOFF-JT訓練の実施方法について、公共職業訓練施設等以外の者が実施する同時双方向型訓練についても認められるようになりました。
申請受付期間	令和3年4月1日～

★詳しい要件等を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★

働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）

最終編集：
2021年5月7日

勤務間インターバルを導入するときに活用できる助成金です。

助成額	<ul style="list-style-type: none">・支給対象経費の3/4・事業規模30名以下かつ設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5 ※上限は80万円または100万円。インターバル時間数に応じる
対象者	<ul style="list-style-type: none">・勤務間インターバル制度を導入する・外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入をする
主な改正点	<ul style="list-style-type: none">・原則過去2年間に月45時間を超える時間外労働の実態があることが追加・改善事業主と改善事業の受注者について「申請事業主、申請代理人、提出代行者または事務代行者（これらの者の関連企業（一方が他方の経営を実質的に支配していると認められる場合に限る）を含む）」を事業の受注者の場合は不支給が追加
申請受付期間	令和3年4月1日～交付申請期限は2021年11月30日

★詳しい要件等を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★

【新設】 高年齢労働者処遇改善促進助成金

最終編集：2021年5月7日

2021年度新設。 60～64歳の労働者の賃金増を行なうときに活用できる助成金です。

助成額	賃金改定前の高年齢雇用継続基本給と賃金改定後の高年齢雇用継続基本給の差額に下記の助成率 ・ 中小企業4/5 ・ 大企業2/3
対象者	60歳から64歳までの高年齢労働者に適用される賃金規定等を増額改定する
申請受付期間	令和3年4月1日～

★詳しい要件等を知りたい方、相談したい方は幣所までお気軽にご相談ください★